

# 令和2年第3回（6月）みなかみ町議会定例会会議録第1号

令和2年6月2日（火曜日）

## 議事日程 第1号

令和2年6月2日（火曜日）午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議長諸報告
- 日程第 4 発議第 1号 みなかみ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 報告第 2号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告について
- 日程第 6 報告第 3号 令和元年度みなかみ町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第 4号 令和元年度みなかみ町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第 5号 令和元年度みなかみ町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第 7 報告第 6号 みなかみ町土地開発公社の経営状況の報告について
- 日程第 8 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 9 議案第 56号 令和2年度社会資本整備総合交付金事業除雪車（8 t級）購入契約の締結について
- 日程第 10 議案第 57号 みなかみ町長、副町長及び教育長の給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 58号 みなかみ町税条例の一部を改正する条例について
- 議案第 59号 みなかみ町都市計画税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 60号 みなかみ町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 議案第 61号 みなかみ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 議案第 62号 みなかみ町議会の議決すべき事件を定める条例の制定について
- 日程第 15 議案第 63号 令和2年度みなかみ町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第 16 一般質問
- ◇ 阿部 清 君 …… 1. 避難所における新型コロナウイルス感染症への対応
- ◇ 窪田金嘉 君 …… 1. 第2期総合戦略策定について
- ◇ 茂木法志 君 …… 1. 新型コロナウイルス感染症における町の緊急対応について  
と今後の取組について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員（17人）

1番	牧田直己君	2番	茂木法志君
3番	鈴木美香君	4番	阿部清君
5番	高橋視朗君	6番	窪田金嘉君
7番	本多公保君	8番	高橋久美子君
9番	森健治君	10番	鈴木初夫君
11番	石坂武君	12番	欠員
13番	中島信義君	14番	阿部賢一君
15番	高橋市郎君	16番	山田庄一君
17番	久保秀雄君	18番	小野章一君

欠席議員 なし

## 会議録署名議員

1番	牧田直己君	11番	石坂武君
----	-------	-----	------

---

## 職務のため議場に出席した事務職員の職氏名

議会事務局長	桑原孝治	書記	泉雪江
書記	田村勝		

---

## 説明のため出席した者

町長	鬼頭春二君	副町長	宮崎育雄君
教育長	田村義和君	会計課長	原澤右文君
総務課長	杉木隆司君	総合戦略課長	林市治君
税務課長	中島修一君	町民福祉課長	松井田順一君
子育て健康課長	上村真弓君	生活水道課長	金子喜一郎君
農政課長	原澤真治郎君	観光商工課長	高野明夫君
地域整備課長	林昇君	学校教育課長	高橋康之君
生涯学習課長	河合博市君	水上支所長	木村伸介君
新治支所長	原澤達也君		

## 開 会

午前9時 開会

議 長（小野章一君） おはようございます。

本日、議員各位におかれましては、諸般にわたりご多忙のところ、定刻までにご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の会議につきましては、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、発言時を含め常時マスクの着用をお願いいたします。

また、気温が高くなることも予想されますので、上着については各自脱ぐなりしていただきたいと思います。

ただいまの出席議員は17名で定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。これより令和2年第3回6月みなかみ町議会定例会を開会いたします。

## 町長挨拶

議 長（小野章一君） 本定例会に際し、町長より挨拶の申出がありましたので、これを許可いたします。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町 長（鬼頭春二君） 皆さん、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

6月定例議会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、ご多忙中にも関わらずご出席賜り、厚くお礼を申し上げます。

谷川岳の残雪がはっきりと馬の形に見られる時期となり、農家では田植え作業も終盤を迎え、果樹の花も咲き競い、農作業が順調に進んでいるようで、みなかみ町らしい田園風景が見られるようになりました。

例年ですと多くの観光客をお迎えし、町の賑わいを感じられるところですが、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、多くの旅館、飲食店、観光関連施設などが休業を余儀なくされました。町の子供たち、小中学生は3月から、こども園においては4月から感染拡大防止のため休校・休園が続きました。また、医療現場の皆さんは、感染の不安と戦いながら頑張ってください。敬意と感謝を申し上げます。

この間、子供たち、その保護者、町民の皆さんには町の感染予防対策にご理解・ご協力をいただき、大変感謝をしております。また、町民の皆さんは、消費の減速、経済の低迷、感染の拡大などに不安を感じているのではないかと思います。

さて、新型コロナウイルス対策も、5月25日に緊急事態宣言が解除となりましたが、国民には継続した感染症対策の取組が求められております。群馬県の社会経済活動再開に向けたガイドラインに基づくガイドライン警戒度について、5月30日から警戒度2に移行しました。学校の週2日から3日の分散登校、休業要請の全面解除、5都道県を除く県

をまたいだ移動の再開などが可能となります。しかし、コロナウイルス発症前の生活に戻るにはまだまだ時間がかかります。そして、外出時には新しい生活様式の厳守など、町民の皆さんには引き続き協力をお願いしなければなりません。

町では、この困難を町民皆さんと心をつなげて乗り越えていくために、第二弾となります町民向け支援策、事業者向け支援策、町内の経済対策など新型コロナウイルス感染症緊急支援対策を取りまとめました。

また、議員の皆さんには、厳しい状況に置かれている民間事業者に寄り添い、コロナ対策に活用するため報酬の減額について検討していただき、大変ありがとうございます。町三役についても議員の皆さんと同一歩調を取らせていただきます。

私たちもできる感染拡大防止策に取り組んで、1日も早い収束に向けて努めていかなければならないと思います。

さて、6月定例議会に提案いたします案件は、報告5件、諮問2件、条例6件、補正予算1件、その他1件であります。詳細につきましては後ほど説明させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます、開会の挨拶といたします。

---

## 開 議

議 長（小野章一君） これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付いたしました議事日程第1号のとおりであります。

議事日程第1号により、議事を進めます。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

議 長（小野章一君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において指名いたします。

1 番 牧 田 直 己 君

1 1 番 石 坂 武 君 を指名いたします。

---

### 日程第2 会期の決定

議 長（小野章一君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会にも諮りまして、本日6月2日より、6月12日までの11日間としたい考え方であります。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日6月2日より6月12日までの11日間と決定いたしました。

---

### 日程第3 議長諸報告

議長（小野章一君） 日程第3、議長諸報告を行います。

これより議会閉会中の報告をいたします。

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、多くの行事が中止や延期となりました。

3月18日には、本町と株式会社JR東日本企画との包括連携協定締結式が開催されました。ローカルベンチャー創出・育成支援事業について、さらなる創業・起業の推進を図り、地方創生や地域活性化に向けて相互の連携の強化を目的としています。現在停滞している地域経済活動の回復に向けての一翼を担っていただけるよう、大いに期待するところであります。

4月1日には、教職員人事異動に伴う辞令交付式が開催されました。

4月15日付で北部防火協会代議員会が書面により開催されました。

5月15日付で、利根沼田広域市町村圏振興整備組合、5月定例議員協議会及び消防運営委員会が書面により開催されました。

5月18日付の利根郡町村議会議長会総会の書面開催により役員の改選がございました。会長にみなかみ町議会議長の私が選任され、副会長に昭和村の永井一行議長が選任されました。また、監事として、川場村の小菅秋雄議長と片品村の星野栄二議長が選任されました。

5月18日付で利根郡スポーツ協会総会が書面により開催されました。

5月22日付の群馬県町村議会議長会理事会の書面開催により役員の改選等が行われました。

5月29日には、みなかみ町土地開発公社理事会が開催され、令和元年度事業報告及び決算が審議されました。

その他日程は議会事務局で閲覧くださいますようお願いいたします。

以上をもちまして、議長諸報告といたします。

---

### 日程第4 発議第1号 みなかみ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（小野章一君） 日程第4、発議第1号、みなかみ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長より提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長石坂武君。

議会運営委員長（石坂 武君） 発議第1号、みなかみ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため各種の自粛要請に基づき、本町においても住民生活及び経済活動等へ大きな影響を受けているところであります。こういった状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策事業の財源に充てるため、議員報酬を令和2年7月から令和3年3月まで9カ月間10%の減額を行うものであります。

議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（小野章一君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。発議第1号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて発議第1号の質疑を終結いたします。

これより、発議第1号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

阿部君。

4番（阿部 清君） 発議第1号、みなかみ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論を行います。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、4月7日に発令された緊急事態宣言が5月25日に全面解除となりましたが、現在でも大きな影響を受けているところです。今後、新しい生活様式の実践により感染拡大を防ぎながら、停滞した地域経済を回復させていかなければなりません。生活環境の変化や社会経済の動向が予測しがたい状況に置かれていることから多くの町民より不安の声や要望が寄せられており、必要に応じた事業の財源を確保し、迅速に実施することが求められています。

感染症対策の町単独事業につきましては相当規模の事業費となることを見込まれることから、財源確保の一つとすべきものと考えます。議員報酬を減額する条例改正が妥当であると判断し、議員各位のご賛同をお願い申し上げます。賛成討論といたします。

議長（小野章一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて発議第1号の討論を終結いたします。

発議第1号、みなかみ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号、みなかみ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一

部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

日程第5 報告第2号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告について

議長（小野章一君） 日程第5、報告第2号、損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告についてを議題といたします。

町長より専決処分報告の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 報告第2号につきましてご説明申し上げます。

本損害賠償事案は、除雪車による物損事故を原因とする損害賠償でございます。

令和2年1月5日午前7時頃、町道川上1号線の除雪作業を行っていた際、アルミフェンスに排土板が接触し、破損させたものであり、損害賠償の額は7万9,860円であります。

地方自治法第180条第1項の規定により、令和2年5月1日に専決処分を行いましたので、同条2項の規定により報告をいたします。

議長（小野章一君） 以上で報告第2号、損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告についてを終わります。

---

日程第6 報告第3号 令和元年度みなかみ町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第4号 令和元年度みなかみ町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第5号 令和元年度みなかみ町水道事業会計予算繰越計算書の報告について

議長（小野章一君） 日程第6、報告第3号、令和元年度みなかみ町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてから報告第5号、令和元年度みなかみ町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてまで、以上3件を一括議題といたします。

町長より一括して報告の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 報告第3号から第5号まで一括してご説明いたします。

報告第3号、みなかみ町一般会計繰越明許費繰越計算書、報告第4号、みなかみ町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書、報告第5号、みなかみ町水道事業会計予算繰越計算書について、令和元年度から令和2年度へ繰越明許費として繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項及び地方公営企業法第26条第3項の規定によりご報告申し上げます。



一般会計につきましては、繰越し事業数が32事業、事業費の総額が7億548万3,000円となりました。

事由別に申し上げますと、第1に、国の補正予算に対応し予算措置した事業において、事業実施期間が短期間であるため年度内に事業完了できなかったものが6款農林水産業費のため池整備事業であります。

第2に、事業関係者等との協議または調整等に不測の日数を要したため繰越ししたものが2款総務費のたくみの里活性化事業、猿ヶ京温泉交流公園まんてん星の湯管理運営事業の2事業、6款農林水産業費の小規模農村整備事業、里地・里山保全整備事業、林道整備事業の3事業、7款商工費の谷川岳インフォメーションセンター誘致事業、8款土木費の道路内民地未処理案件解決事業から狹隘道路拡幅整備事業までの18事業、9款消防費の災害時等代替庁舎駐車場整備事業、10款教育費、中央公民館改修事業、11款災害復旧費、農林水産業施設災害復旧事業、土木施設災害復旧事業の2事業、以上、合わせて28事業であります。

第3に、実施主体または債権者の事由により繰り越したものが2款総務費、湯原地区公共施設最適化事業、かわまちづくり事業の2事業及び6款農林水産業費、有害鳥獣侵入防止柵設置事業の合わせて3事業であります。

次に、下水道事業特別会計につきましては、2款下水道事業費の公共下水道建設事業及び維持管理事業の2事業、事業費850万円となり、事業関係者との協議に不測の日数を要したため繰越しとなったものであります。

次に、水道事業会計につきましては、上水道GISシステム導入事業で、事業費209万1,000円となり、事業関係者等との調整に不測の日数を要したため、年度内に事業完了できなかったものであります。

以上、報告第3号から第5号までいずれもやむを得ない事情により繰り越したものでありますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、報告とさせていただきます。

**議長（小野章一君）** 以上で報告第3号、令和元年度みなかみ町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてから報告第5号、令和元年度みなかみ町水道事業会計予算繰越計算書の報告まで3件の報告を終わります。

#### 日程第7 報告第6号 みなかみ町土地開発公社の経営状況の報告について

**議長（小野章一君）** 日程第7、報告第6号、みなかみ町土地開発公社の経営状況の報告についてを議題といたします。

町長より、報告の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

**町長（鬼頭春二君）** 報告第6号、みなかみ町土地開発公社の経営状況について報告いたします。令和元年度の事業概要であります。保有用地の事業収益の特別養護老人ホーム西嶺の

郷用地について、土地の一部分の代金394万5,452円を清算いたしました。

決算の状況ですが、損益計算書を御覧ください。

事業収益から事業原価を差し引いた事業総利益は5万4,548円で、販売費及び一般管理費49万1,253円を事業総利益から差し引いた事業損失は43万6,705円でした。町からの運営費補助金を含めた事業外収入105万6,759円から借入金に対する支払利息等である事業外費用57万4,961円を差し引き、事業損失を合わせ計上利益が4万5,093円となり、最終の当期純利益は同額の4万5,093円でありました。

次に、貸借対照表を御覧ください。

資産の部は流動資産のみであり、資産合計は5億9,571万3,726円です。

負債の部は、流動負債の未払金と短期借入金になり、負債合計は5億5,759万200円になります。未払金は月夜野深澤工業用地に関する事業の用地取得や造成などの費用に関するものです。

資本の部ですが、基本財産の500万円と前期繰越準備金3,307万8,433円と当期純利益4万5,093円を合わせ、資本合計は3,812万3,526円となり、負債資本合計は5億9,571万3,726円となりました。

以上、土地開発公社の経営状況の報告とさせていただきます。

**議 長（小野章一君）** 以上で報告第6号、みなかみ町土地開発公社の経営状況の報告についてを終わります。

---

**日程第8 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて**

**諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて**

**議 長（小野章一君）** 日程第8、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて及び諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、以上2件を一括議題といたします。

町長より、一括して提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

**町 長（鬼頭春二君）** 諮問第1号及び諮問第2号について、いずれも人権擁護委員の推薦に関するものでありますので、一括してご説明申し上げます。

まず、諮問第1号について、現在、人権擁護委員として平成26年10月よりご活躍いただいておりますみなかみ町谷川273番地の田村房代さんが令和2年9月30日をもって2期目の任期が満了となることから、前橋地方法務局長から後任委員の推薦依頼が来ております。つきましては、引き続き同氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

次に、諮問第2号についてでございますが、人権擁護委員として平成29年10月よりご活躍いただいておりますみなかみ町上津2284番地6の栗原愛子さんが同じく令和2

年9月30日に任期満了となることから、前橋地方法務局長から後任委員の推薦依頼が来ております。つきましては、引き続き同氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

お二人とも人格、識見に優れ、人権擁護委員として適任者であります。よろしくご審議を賜り、ご決定いただけますようお願いを申し上げます。

議長（小野章一君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより諮問第1号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて諮問第1号の質疑を終結いたします。

次に、諮問第2号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて諮問第2号の質疑を終結いたします。

---

議長（小野章一君） これより、諮問第1号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて諮問第1号の討論を終結いたします。

諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり同意されました。

---

議長（小野章一君） これより、諮問第2号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて諮問第2号の討論を終結いたします。

諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小野章一君) ご異議なしと認めます。

よって、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり同意されました。

---

日程第9 議案第56号 令和2年度社会資本整備総合交付金事業除雪車(8t級)購入契約の締結について

議長(小野章一君) 日程第9、議案第56号、令和2年度社会資本整備総合交付金事業除雪車(8t級)購入契約の締結についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

(町長 鬼頭春二君登壇)

町長(鬼頭春二君) 議案第56号についてご説明申し上げます。

本購入契約は、社会資本整備総合交付金事業により8t級の除雪車を購入するもので、水上地区に増強するものでございます。

令和2年5月13日に指名競争入札を行った結果、1,139万6,000円で群馬県前橋市上増田町914番地14、コマツカスタマーサポート株式会社東京関越カンパニー群馬支店群馬支店長、吉荒博巳が落札いたしました。

当該者を契約の相手先として購入契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長(小野章一君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第56号について質疑はありませんか。

阿部君。

14番(阿部賢一君) これは除雪車の更新というふうに理解をしているんですけども、この社会資本整備総合交付金事業の補助事業で購入なんですけれども、財源の内訳と、例えば、更新ですので、下取りがもしあるなら下取りの価格、それと指名業者と入札金額、教えてください。

議長(小野章一君) 町長。

町長(鬼頭春二君) 買換えということで、前の除雪車をどうするかという話ですが、それについては水上地区でのロータリー専用車として直営除雪にて使用する予定です。脱着等の作業を簡素化し、除雪作業の効率化を図る予定でございます。

財源については、財政担当課から説明させます。

すみません、地域整備課から。

議長(小野章一君) 地域整備課長。

(地域整備課長 林 昇君登壇)

地域整備課長（林 昇君） お答えします。

財源内訳については、国庫補助金が420万円、過疎債が1,680万円。

そして、業者についてですけれども、コマツカスタマーサポート株式会社東京関越カンパニー群馬支店1,139万6,000円、日本キャタピラー合同会社群馬営業所1,185万8,000円、藤本重機工業株式会社1,265万円、井上整備センター1,331万円、日の丸ディーゼル1,865万2,029円、北関東TCM株式会社前橋営業所と日立建機日本株式会社前橋営業所については、納期が間に合わないということで辞退しております。

以上です。

議長（小野章一君） ほかにありませんか。

阿部君。

14番（阿部賢一君） 課長の説明、過疎債が1,620万、この事業、総事業費、この購入価格だと1,000、この金額だと思うんですけれども、過疎債が何でそんな。金額、この事業……

議長（小野章一君） 合わないか。

14番（阿部賢一君） 超えているよね。

議長（小野章一君） 町長。

暫時休憩。

（9時31分 休憩）

（9時32分 再開）

議長（小野章一君） 再開します。

（地域整備課長 林 昇君登壇）

地域整備課長（林 昇君） すみません、計画で言ってしまいました、申し訳ございません。

過疎債が9万6,000円ということでもいいと思うんですけれども。

（「もう1回」の声あり）

地域整備課長（林 昇君） 国庫補助が420万、過疎債が609万6,000円で。

議長（小野章一君） それで1,000。

地域整備課長（林 昇君） はい、になろうかと思えます。

議長（小野章一君） ほかにありませんか。

久保君。

17番（久保秀雄君） 過去の例で、購入したものがそのまま使えないと、そういう形の中で、追加の工事をして補正で出てきたと、こういう経過もありますけれども、今回のこの除雪車についてはそのまま生で使えると、こういう理解でよろしいわけですか。

議長（小野章一君） 地域整備課長。

（地域整備課長 林 昇君登壇）

地域整備課長（林 昇君） はい、そのまま使えるという形であります。

議長（小野章一君） ほかにありませんか。

阿部君。

4 番（阿部 清君） メーカーがコマツということですがけれども、8 t 級とはWAで言うとなんか教えてもらえますか。

議長（小野章一君） 地域整備課長。

（地域整備課長 林 昇君登壇）

地域整備課長（林 昇君） WA-100になろうかと思います。

議長（小野章一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第56号の質疑を終結いたします。

これより、議案第56号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第56号の討論を終結いたします。

議案第56号、令和2年度社会資本整備総合交付金事業除雪車（8 t 級）購入契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第56号、令和2年度社会資本整備総合交付金事業除雪車（8 t 級）購入契約の締結については、原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議案第57号 みなかみ町長、副町長及び教育長の給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議長（小野章一君） 日程第10、議案第57号、みなかみ町長、副町長及び教育長の給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 議案第57号についてご説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策に伴う本町の財政及び地域経済の影響を勘案し、町長、副町長及び教育長の給与を減額するため改正するものであります。

具体的には、令和2年7月から令和3年3月までの給料月額を10%減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（小野章一君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第57号について質疑はありませんか。

阿部君。

14番（阿部賢一君） 今回のコロナ対策でそれぞれの自治体がいろいろな特別職、議会含めていろいろな削減、それは差があります。それは自治体によって差があることは当然。先ほど、町長は、冒頭の挨拶で議会と歩調を合わせてということでの提案したんだと思います。だとするならば、議会がこういうアクションを起こさなければですよ、議会が今回。どういうつもりでいたのか、その辺の町長の考えをお聞かせください。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 議会がアクションを起こさなかったらどうしたんかという話なんですけれども、県内いろんな自治体も、議員さんだけやっているところとか、首長さんだけやっているところとか、いろいろあると思うんですけども、やはり当局も町民の感情を考えればやっていかなければいけないという考えは前々から持っていたんですけども、議員さんが先行して議論を始めていただいたので、当局のほうもそれに合わせてやらせてもらおうということにさせていただきました。

議長（小野章一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第57号の質疑を終結いたします。

これより、議案第57号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第57号の討論を終結いたします。

議案第57号、みなかみ町長、副町長及び教育長の給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第57号、みなかみ町長、副町長及び教育長の給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第58号 みなかみ町税条例の一部を改正する条例について

議案第59号 みなかみ町都市計画税条例の一部を改正する条例について

議長（小野章一君） 日程第11、議案第58号、みなかみ町税条例の一部を改正する条例について

て及び議案第59号、みなかみ町都市計画税条例の一部を改正する条例について、以上2件を一括議題といたします。

町長より一括して提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

(町長 鬼頭春二君登壇)

**町 長 (鬼頭春二君)** 議案第58号から議案第59号について一括してご説明申し上げます。

いずれも新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するため、納税者等に及ぼす影響の緩和を図るための特例措置として関連する条例について改正を行うものであります。

まず、議案第58号、みなかみ町税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

附則第10条例の改正は、地方税法附則第61条及び第62条の新設に伴う改正であります。

中小事業者等が所有する家屋及び償却資産に対し、令和3年度分の固定資産税の課税標準を2分の1またはゼロとするものであります。

附則第15条の2の改正は、法附則第29条の8の2の改正に伴う改正であります。軽自動車税の環境性能割の非課税措置及び税率の特別措置の適用期限を6月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とするものであります。

附則第24条の改正は、法附則第59条の新設に伴う改正であります。令和2年2月以降の収入に減少等の事実があり、納税することが困難である事業者等に対し、1年以内の期限に限り徴収を猶予することができるものであります。

第2条附則第25条の改正は、法附則第60条の新設に伴う改正であります。寄附金税額控除の特例を設けたものであります。

附則第26条の改正は、法附則第61条の新設に伴う改正であります。住宅借入金等特別税額控除の適用期限を令和16年度分まで延長するものであります。

次に、議案第59号、みなかみ町都市計画税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

附則第14条の改正は、第61条の新設に伴う改正並びに改正に伴う条ずれを反映したものであります。

中小事業者等が所有する家屋及び償却資産に対し、令和3年度分の都市計画税の課税標準を2分の1またはゼロとするものであります。

いずれも地方税法等の一部を改正する法律が令和2年4月30日に公布されたことに伴う改正であります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

**議 長 (小野章一君)** 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより議案第58号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議 長 (小野章一君)** ありませんので、これにて議案第58号の質疑を終結いたします。



次に、議案第59号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) ありませんので、これにて議案第59号の質疑を終結いたします。

---

議長(小野章一君) これより、議案第58号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) ありませんので、これにて議案第58号の討論を終結いたします。

議案第58号、みなかみ町税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小野章一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第58号、みなかみ町税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

議長(小野章一君) これより、議案第59号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) ありませんので、これにて議案第59号の討論を終結いたします。

議案第59号、みなかみ町都市計画税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小野章一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第59号、みなかみ町都市計画税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

日程第12 議案第60号 みなかみ町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

議長(小野章一君) 日程第12、議案第60号、みなかみ町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

(町長 鬼頭春二君登壇)

町長(鬼頭春二君) 議案第60号についてご説明申し上げます。

福祉医療制度は、子ども、重度心身障害者または母子家庭等の一定の要件を満たす方の医療保険の一部自己負担額を無料化する群馬県と市町村の制度であります。

このたび、群馬県福祉医療費補助金交付要綱の一部が改正されたことに伴い、町条例の一部を改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長(小野章一君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第60号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) ありませんので、これにて議案第60号の質疑を終結いたします。

これより、議案第60号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) ありませんので、これにて議案第60号の討論を終結いたします。

議案第60号、みなかみ町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小野章一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第60号、みなかみ町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

日程第13 議案第61号 みなかみ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議長(小野章一君) 日程第13、議案第61号、みなかみ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

(町長 鬼頭春二君登壇)

町長(鬼頭春二君) 議案第61号につきましてご説明申し上げます。

放課後児童健全育成事業については、みなかみ町放課後児童健全育成事業の設備及び運

営に関する基準を定める条例により事業を進めています。この条例の基準省令である放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、基準省令と同様の内容に町条例を改正するものであります。

改正の内容は、放課後児童支援員認定資格研修を中核市の長も実施できることとなったため、第11条第3項本文中指定都市の次に、「もしくは同法第252条の22第1項の中核市」を加えるものでございます。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（小野章一君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第61号について質疑はありませんか。

久保君。

17番（久保秀雄君） 今、指定都市の次に中核市を加えると、こういうことであります。この辺で言うと、この間も沼田市が中核市宣言をいたしました。沼田市なのかなと、こんな想像はするわけでありませぬけれども、この中核市というのはみなかみ町にとってどこを指すのかちょっと教えていただきたいと思っております。

議長（小野章一君） 子育て健康課長。

（子育て健康課長 上村真弓君登壇）

子育て健康課長（上村真弓君） お答えいたします。

ここで言う中核市は、人口20万人以上の都市でありますので、群馬県だと前橋市と高崎市を指すものです。

以上です。

議長（小野章一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第61号の質疑を終結いたします。

これより、議案第61号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第61号の討論を終結いたします。

議案第61号、みなかみ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第61号、みなかみ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第62号 みなかみ町議会の議決すべき事件を定める条例の制定について

議長（小野章一君） 日程第14、議案第62号、みなかみ町議会の議決すべき事件を定める条例の制定についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 議案第62号につきましてご説明申し上げます。

地方自治法第96条第2項の規定に基づき、議会の議決に付すべき事件に関し必要な事項を定めるため条例を制定するものであります。

現在、沼田市が中心市となり、利根沼田地域定住自治圏の取組が行われております。定住自治圏を形成するためには定住自立圏形成協定を締結する必要があり、この締結に当たっては国が制定した定住自立圏構想推進要綱において、議会の議決が必要とされています。このことから、定住自立圏形成協定の締結等を議会の議決事件とするため本条例を制定するものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（小野章一君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第62号について質疑はありませんか。

石坂君。

11番（石坂 武君） 今日可決という状況になったとして、広域圏から定住自立圏へということの足並みが利根沼田の中でそろったということになると思うんですけども、そうなった場合に、今後に向けて、当面どのような展開を見えていますでしょうか。

議長（小野章一君） 総合戦略課長。

（総合戦略課長 林 市治君登壇）

総合戦略課長（林 市治君） お答えいたします。

利根沼田地域定住自立圏構想につきましては、以前、議会の皆様にご説明した経過がございますけれども、現在、市町村長の会議におきまして推進協議会が4月20日に設立されております。それ以降、中心市沼田市が示したこの定住自立圏構想に関するスケジュールでは、調整会議ですとか幹事会、あとはワーキンググループというのが開催されて、協定案または共生ビジョンというものをつくっていくわけなんですけれども、現在のところは全然その会議等が開催されていないという状況であります。それについて、中心市の沼田市からも予定変更とか、そういった旨の連絡も現在は来ていないという、そういう状況でございます。

以上です。

議長（小野章一君） ほかにありませんか。

石坂君。

11番（石坂 武君） 前にいただいた資料で、今後についてなんですけれども、広域行政圏の枠組みを維持していく中で、町村の自主性に任せるということがあったりするわけなんですけれども

も、そういった場合に全部中心市の沼田市との調整がつかなくて、何も事業展開が、ないとは思うんですけども、そういったことが仮にあった場合に、中心市に8,500万、その他の町村に1,500万という部分の括りについてはどうなりますか。

議長（小野章一君） 総合戦略課長。

（総合戦略課長 林 市治君登壇）

総合戦略課長（林 市治君） 今のご質問にお答えいたします。

あくまでも定住自立圏構想が制定された上でそういった財政支援、中心市が特別交付税で8,500万円、それと締結した団体が1,500万円というのがつくわけですので、協定が形成されなければ財政支援はございません。

以上です。

議長（小野章一君） ほかにありませんか。

久保君。

17番（久保秀雄君） この条例については、先ほど説明ありましたように定住自立圏構想を議会で審議するために制定をすると、こういうふうに承知をしております。この中で、第1条の趣旨については全く理解をしているわけですけども、2条の中で、ただし書きで、変更については軽微なものは除くと、こういう表記がされております。今回想定されているのはこの定住自立圏構想だけだと思っておりますけれども、この軽微なものと定住自立圏構想を審議するに当たって、軽微なものと、こういうものを当局サイドとしてどんな事柄を想定しているのかお聞きをしたいと思います。

議長（小野章一君） 総合戦略課長。

（総合戦略課長 林 市治君登壇）

総合戦略課長（林 市治君） お答えいたします。

軽微な変更についての条文が加えてあるんですけども、それは「てにをは」を変更する程度というふうに認識しております。

以上です。

議長（小野章一君） ほかにありませんか。

久保君。

17番（久保秀雄君） 先ほどの課長の答弁にありましたように、議会としても全協でこの定住自立圏構想について説明をいただいております。そのときのやりとりでいろんな事柄についてはなるべく事前に議会に伝えると、こういう意向を示していただきました。ただし、計画でいうと、今日のこの条例を制定して、9月議会で形成協定を締結をすると、こういう流れが示されています。その後には共生ビジョンの策定だとか公表と。流れからいうと逆の流れになっているのかなど、こういうふうに考えています。前回の全協の中でその辺も強く求めてきたわけでありましてけれども、これからの協議の中で、町として協議会というのか、その中にどういう形の中で意見反映をさせていって、正しい手順でというのか、できるようにしていくのか、その辺の当局サイドの考え方をお聞きしたいと思います。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 協議会には、幹事会とか、副町長レベルの協議する場とか、いろんな場があ

りますので、そういったところでみなかみ町の考え方を十分伝えていきたいというふうに思っています。

議長（小野章一君） 久保君。

17番（久保秀雄君） 9月議会で協定書を議決をすると、こういう流れが今示されているわけでありますけれども、その後にビジョン等が示されると、全く我々が中身を知らないうちに議決をしなければならない。こういうことは当局サイドは実施というんか、そういうスケジュールは取らないと、こういう理解をさせていただいてよろしいですか。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 議員の皆さんの考えは、幹事会等でみなかみ町の考え方を伝えてあります。ですから、なるべく早く全体のビジョンをはっきりしてくれと、そうじゃないと協定は結べないよという話はしております。協定を結ぶ云々は全体の計画の中では今年の9月ということで計画されていますけれども、別に9月に限ることじゃありませんので、来年の3月だろうが、来年の6月になってもそれは問題ないことだと思いますので、十分議員の皆さんに理解していただいで進めていきたいというふうに思っています。

議長（小野章一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第62号の質疑を終結いたします。

これより、議案第62号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第62号の討論を終結いたします。

議案第62号、みなかみ町議会の議決すべき事件を定める条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第62号、みなかみ町議会の議決すべき事件を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第15 議案第63号 令和2年度みなかみ町一般会計補正予算（第2号）について

議長（小野章一君） 日程第15、議案第63号、令和2年度みなかみ町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長鬼頭春二君。

(町長 鬼頭春二君登壇)

町 長 (鬼頭春二君) 議案第63号につきましてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億9,434万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ167億4,592万5,000円とするものであります。

歳出補正につきましては、1款議会費では、1項議会費429万9,000円の減額は、議員報酬、福利厚生事業であります。

2款総務費では、1項総務管理費156万円の減額は、特別職分の職員人件費事業であります。

3款民生費では、1項社会福祉費686万8,000円の増額は、障害福祉サービス事業636万8,000円が主なものであります。

2項児童福祉費1,805万円の増額は、放課後児童健全育成事業1,005万円が主なものであります。

6款農林水産業費660万円の増額は、産地形成促進施設管理運営事業で、空調設備の故障に伴う修繕工事負担金です。

7款商工費では、1項商工費2億2,000万円の増額は、特別持続化給付金事業です。

2項観光費1,381万円の増額は、地域ポイントシステム運営活用事業1,165万円が主なものであります。

9款 消防費188万円の増額は、消防自動車ポンプ整備事業で、消防ポンプの故障により小型ポンプ1台を購入するものであります。

10款教育費では、1項教育総務費1億300万円の増額は、公立学校情報機器整備事業1億円が主なものであります。

14款予備費では、4月から5月にかけて新型コロナウイルス感染症対策として緊急に実施した事業への充用分に対応し、増額するものであります。

続いて、財源となる歳入補正ですが、国庫支出金1億3,793万2,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億767万3,000円が主なものであります。

県支出金653万4,000円の増額は、子ども・子育て支援交付金335万円が主なものであります。

繰入金2億4,988万3,000円の増額は、財政調整基金繰入金が主なものであります。

以上が一般会計補正予算の概要であります。新型コロナウイルス感染症対策を中心とした予算計上となっております。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議 長 (小野章一君) 町長の提案理由の説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

議案第63号、令和2年度みなかみ町一般会計補正予算(第2号)についてを後日の本

会議において審議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小野章一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第63号、令和2年度みなかみ町一般会計補正予算(第2号)についての  
質疑以降については、後日の本会議において審議することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

再開を10時20分にしたいと思います。

(10時06分 休憩)

---

(10時20分 再開)

---

議長(小野章一君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

議長(小野章一君) ここで、地域整備課長より訂正の申入れがありました。

地域整備課長。

(地域整備課長 林 昇君登壇)

地域整備課長(林 昇君) 失礼しました。

先ほど、除雪機の1,139万6,000円の購入価格の内訳でしたが、補助金について  
420万、起債については10万円以下がないということですので、710万円、そして  
9万6,000円については単独費ということで内容を改めさせていただきます。

すみませんでした。

---

## 日程第16 一般質問

通告順序1 4番 阿部 清 1. 避難所における新型コロナウイルス感染症への対応

議長(小野章一君) 日程第16、一般質問を行います。

一般質問については、7名の議員より通告がありました。

本日は3名の方の質問を順次許可いたします。

まず、4番阿部清君の質問を許可いたします。

阿部君。

(4番 阿部 清君登壇)

4番(阿部 清君) 議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

本日本につきましては、避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について質問  
いたします。



昨年11月に中国湖北省武漢市付近で、原因不明のウイルス性肺炎として最初の症例が確認されて以降、武漢市から中国大陸に感染が広がり、その後、中国以外の国と地域に拡大し、世界的流行を引き起こし、流行の影響は世界200以上の国と地域に及び、半年以上たった今でも終息に至っていません。

国内での新規感染者は減少傾向にあり、緊急事態宣言は解除されましたが、今後、第2波、第3波の流行の可能性もあり、まだまだ気を緩められない状況が続くと思われます。

当町でも感染防止対策の取組や緊急支援対策としての町民や事業者への支援、経済対策等を進めている中ですが、こうした状況下においてももし災害が発生した場合、避難所を開設しなければなりません。

感染症と自然災害の複合災害となりますと、感染リスクを考慮した避難が必要になります。町の地域防災計画第11章に防疫に関する対策があります。「町は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び災害防疫実施要綱に基づき、県と相互に連携をとりつつ、町民の人権に十分配慮しながら、次により防疫活動を実施するもの」とあり、防疫活動の他に県の指示等により感染症法の規定に基づく必要な措置を講ずると明記されていますが、具体的な対策は記載されていません。

避難所開設に当たっては、感染症対策に万全を期することが重要となってきます。今年4月政府は、避難所における新型コロナウイルス感染症へのさらなる対応について、「災害発生時の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を取りまとめ、感染症対策に必要な支援を行うと発表しました。

具体的な対策として、当局には既に周知されておると思います。今後の対応、対策を伺います。

最初の方針に、可能な限り多くの避難所の開設とあります。災害が発生し、被災者の状況等によっては避難所の収容人数を考慮し、あらかじめ指定されている指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常其自然災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、ホテルや旅館等の活用も検討するとなっています。

当町は、他の市町村に比べホテルや旅館が多く点在していますが、避難所における新型コロナウイルス感染症対策として、ホテル、旅館等の活用を検討しているのかお伺いします。

議長（小野章一君） 町長。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 阿部議員の質問に対してお答えをいたします。

世界中で猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症は、1月に初めて国内感染者が確認された後、もう全国的な広がりを見せ、感染者累計数は1万6,500人を超えております。

政府は、4月7日に緊急事態宣言を発出し、16日に全都道府県を対象を拡大いたしました。本町においても、4月8日に警戒本部から対策本部に移行を行い、新型コロナウイルス感染対策に取り組んでまいりました。新規感染者の減少により緊急事態宣言は5月25日に解除となりましたが、国民には継続した感染症対策の取組が求められております。

また、大雨による土砂災害や洪水被害などが全国で多発をしております。本町においても、昨年の台風19号の接近の際には、最大324名の町民の皆様が町が設置した避難所6カ所を含む町内16カ所の避難所に避難する事態となりました。

令和2年4月7日付で、内閣府、消防庁、厚生労働省の連名による「避難所等における新型コロナウイルス感染症へのさらなる対応について」の事務連絡が通知をされております。議員もご承知のとおり通知の中では、9項目について留意事項が取りまとめられております。平時の事前準備及び災害時の対応策の参考として活用を行っており、現在、町の対応マニュアルの作成に着手をしているところです。

議員が質問されておりますホテル、旅館等の活用についての検討については、災害が発生したときの対応として、大きく2つの時点に分けて対応を考えております。

1つ目の時点であります災害発生前の事前避難から発生時、発生当日の対応については、ホテル、宿泊施設の活用は、現時点では課題も多く、難しいと思っております。ただし、町有施設、例えば、温泉センター等を有効に活用できるよう検討したいと考えております。

2つ目の時点として、災害の発生当日以降に災害の大きさにより避難が長期にわたることが予想される場合には、平成31年3月20日に町の観光協会、町の商工会と大規模災害時における避難所救援物資の提供に関する協定書を締結しております。ホテル、旅館等の経営者の方と協議を行いながら、適切な対応を行っていきたいというふうに思っております。

本町は、観光業を生業としている多くの住民の方がおりまして、ホテルや旅館等に勤務をされております。新型コロナウイルス感染症が発症している状況下において、現実の問題として要配慮者の避難先として宿泊施設等の活用を行うには、経営者の皆様のご協力、地域住民の方々のご理解が必要不可欠と考えております。また、従業員の皆さんの安全対策など直面する大きな課題があるというふうに考えております。

議長（小野章一君） 阿部君。

（4番 阿部 清君登壇）

- 4番（阿部 清君） 長期の避難の場合は活用するということがありますが、避難所がこのコロナウイルスで避難所として活用する場合ですね、そうなるとやはりホテルや旅館であっても、多くの人が集まれば密集、密閉、密接の3密になります。そのようなことから、避難が本当に必要な方だけを適切に受け入れて、自宅での安全確認が可能な人は感染リスクを負ってまで避難所に行く必要はないという意見もあります。その辺の判断は大変難しいと思えますけれども、今までは逃げる防災が主流でありましたが、今回のコロナ化により安全な家にとどまる、在宅避難の推進が求められています。結果として避難所での感染症対策にもなりますが、在宅での避難を考えているのかお伺いします。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 災害発生前の避難から発生時の避難については、町内で避難所が不足することの事態に備え、まずはご自宅の安全性の再確認をしていただくことや、自宅で安全の確認ができ、居住を継続できる場合は、ぜひ自宅で避難をしていただきたいと思います。また、自宅の中でも安全な場所、例えば水害のときには2階に上がっていただくとか、崖地に近い家庭

については、崖地から離れた部屋に避難していただくとか、そういったことも考えていきたいと思っています。

議長（小野章一君） 阿部君。

（4番 阿部 清君登壇）

4番（阿部 清君） 自宅にとどまる判断も本当に難しいと思うんですけども、地域によって本当に違いがあると思います。そのときの状況に応じて、消防団や自主防災組織等もありますので、そちらのほうで判断、対応してもらいたいと思います。

避難所内での3密を防ぐためには、車中泊という考えもあります。避難所の駐車場や、また、トイレ、水道等のある公園、特に学校が避難所の場合は、学校グラウンドを開放しての車中泊やテント泊の検討も必要になるとは思いますが、そのような対策を考えているのかお伺いします。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） あらかじめ安全な場所の調査を行って、車中泊による避難を想定し、これに備えた場所の確保をすることの検討はしていきたいというふうに思っています。

また、テントについては、今のところ想定はしておりません。車中泊による避難については、全国の例を見ますと、毎年災害を数多く経験しております岐阜県であるとか熊本県などで同様の対策が行われているというふうに聞いております。これらを参考に、みなかみ町でもどういったことができるのか検討を進めていきたいと思っています。

議長（小野章一君） 阿部君。

（4番 阿部 清君登壇）

4番（阿部 清君） 検討をしていくということですが、車中泊の場合でも、駐車車両の間隔等取る対応も必要になると思うので、その辺の対策もお願いしたいと思います。

次に、親戚や友人の家等への避難の検討について。

災害時に避難が必要な方に対しては、避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な場合は親戚や友人の家等への避難を検討していただくことを周知することになっています。

災害が発生した場合、その状況により親戚の家や友人の家等が安全な場所なのかをまず確認してから避難することが必要になります。また、災害が発生してからでは地域からの移動が厳しい状況も想定されます。親戚や友人の家等への避難について、どのような対策を進めているのかお伺いします。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 避難というのは難を避けると、つまり、安全を確保することだと思います。

過密状態になることを防ぐために、できるだけ早めに情報を発信して、自宅待機に加えて、親戚や友人宅への避難を検討していただけるような周知を図りたいというふうに思っています。新型コロナウイルス感染症下においては、避難所の確保など行政の対応には限界が生じます。行政のみに頼るのではなくて、やはり自分の身は自分で守るという気持ちを持っていただくとともに、自助・共助・互助の精神が大切であり、とても重要になってくると思っています。

議長（小野章一君） 阿部君。

(4番 阿部 清君登壇)

4 番(阿部 清君) 自分の身は自分で守るということですが、災害時は住民の所在確認が必要になると思います。地域外の親戚の家や、また友人宅等に避難した人に対しては、行政が安否確認や所在確認をできないことも予想されます。そういった場合、やっぱり避難する際は必ずどこに避難するかを近所の人なり、周りの人たちに知らせることを町民に周知することが求められると思うんですけども、その辺の対応ができていますのかお伺いします。

議長(小野章一君) 町長。

町長(鬼頭春二君) 今までの町の災害時の避難マニュアルでは、先ほど阿部議員が指摘されたような親戚の方のところとか、友人のお宅へ避難するという、そういった想定はされていなかったんだと思いますね。今、コロナの話が出てきて、やはり過密状況が生まれるからそこからまたコロナが発生すると、その心配があっているところへ避難する方策が検討されてきているんだと思うんですね。まだこの通知は4月にもらったばかりですね。検討を始めてはいますけれども、まだまだ具体的な検討は終わっていません。やはり自宅の近くにいれば分かりますけれども、遠くの親戚とか友達のところに行ってしまうと、この方がいないなという、地域の方はそういう不安になると思うんですね。ですから、当然近所の方に私はどこに避難しているよとか、そういったことも伝えていただくような呼びかけも、そこから啓蒙していかなければいけないなというふうに思っています。

議長(小野章一君) 阿部君。

(4番 阿部 清君登壇)

4 番(阿部 清君) 今回のこの事態による避難所の周知方法の一つとして、避難時における感染症対策としての新たなハザードマップや防災マップも必要になるかと思います。いざというときのために、適切な避難方法や注意事項等を入れたマップの作成等の検討をお願いしたいと思います。

次に、自宅療養者の避難の検討について。

自宅療養を行っている新型コロナウイルス感染症の軽症者等の対応については、保健所と十分に連携の上で、適切な対応を事前に検討することとなっています。新型コロナウイルスに感染した人は、行政では把握していても、プライバシーや個人情報の観点から、ほとんどの人が公表されません。軽症者で自宅療養をしている人も災害時に適切・円滑な避難の支援が求められます。

しかし、一般の人たちと同じ避難所というわけにはいきません。町の対応を伺います。

議長(小野章一君) 町長。

町長(鬼頭春二君) コロナウイルスに感染されている方については、やはり一般の避難所に来ていただくというのは、これはちょっと無理があるんだと思って、議員ご指摘のように、個人情報に十分留意を行う必要があるというふうには思っております。また、利根沼田保健事務所と連携を取って、一般の避難所とは別の避難所の確保など適切な対応が行えるよう、県と連携をしながら取り組んでいきたいと思っています。

議長(小野章一君) 阿部君。

(4番 阿部 清君登壇)

- 4 番 (阿部 清君) 一般の避難所以外のところに避難させるということですが、今までの災害時での避難支援は消防団等によって対応できていても、感染症と災害が同時に発生する最悪の事態の中での自宅療養者の避難はやはり厳しいものがあると思います。そのような状況下での避難支援は民間も含めた中での対応が必要になるかと思いますが、その辺の対策等はできているかお伺いします。

議長 (小野章一君) 町長。

- 町長 (鬼頭春二君) コロナウイルスの感染者に対して、一般町民の方に関わっていただくこのこれはかなり危険が伴うものだと思うんですね。ですから、軽症者であっても、無症状者についても、県が宿泊利用のためのホテル等を確保しております。そういったところに行っていただくのがいいのかなというふうに思っていますので、県と連携調整を図りながら取り組んでいきたいというふうに思っています。

議長 (小野章一君) 阿部君。

(4番 阿部 清君登壇)

- 4 番 (阿部 清君) 事前にホテル等、そういうところに避難できていればいいんですけども、災害が発生したときに万が一自宅にいることも想定されますね。そういった場合、やはり住んでいる場所等にもよって変わってくると思うんですけども、大きな災害が予想される時は、やはり事前に行政のほうでその人の家等把握しているわけですから、行政のほうから事前に安全な場所に避難させるような対策も取っていただくようお願いしたいと思っています。

次に、避難者の健康状態の確認について。

避難所での避難者の健康状態の確認については、保健所と適切な対応を事前に検討の上、避難所における感染症対策マニュアルにおける症候群サーベイランスの内容も参考として、避難所の到着時に行うことが望ましい、また、避難生活後も定期的に避難状態について確認することとなっています。

避難者の健康状態を効率的に把握するためには、注意深く監視する人が必要になります。どのような人に監視確認させるのかお伺いします。

議長 (小野章一君) 町長。

- 町長 (鬼頭春二君) 避難者の健康状態の確認につきましては、阿部議員が先ほどおっしゃっていましたが避難所における感染対策マニュアルを参考に、利根沼田保健福祉事務所から事前に指導いただいて、適切な対応に努めたいというふうに思っています。

健康状態の確認は避難所への到着時に行うことが望ましいというふうにされています。体温測定や健康チェックなどを行うことにはなりますが、避難所生活が長引く場合には、定期的な健康状態について確認をする必要があるのではないかとこのように思っています。

いずれの場合にも、測定する者が感染対策にも十分配慮するようにしていきたいというふうに思っています。

議長 (小野章一君) 阿部君。

(4番 阿部 清君登壇)

4 番（阿部 清君） どのような人が今監視に回るかちょっと説明なかったんですけども、避難所のほかの安全な場所等に避難している人も出てくると思います。そのような人のところにも保健師や職員等巡回させるなど、感染予防を図るための体制を整備する必要もあると思います。また、巡回させるときの職員の感染予防のためのまた防護服、防護体制ですね、その辺の整備も必要になるうか思うんですけども、その辺の対策はできているのかお伺いします。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 今回のコロナの発症に伴って、町もいろんな備品を用意をさせていただいています。防護服とか、そういったものも用意はできておりますが、これも数が限られておりますので、実際に災害が発生してみないと、なかなかそれで足りているのかどうか分からないところもあるんですけども、なるべく限られた中でありませうけれども、買い増しをして、災害時にも対応できるような体制にしていきたいというふうに思っています。

議長（小野章一君） 阿部君。

（4番 阿部 清君登壇）

4 番（阿部 清君） これからのシーズンは気温も高くなり、その防護服等来ていると、やはりマスクや手袋、ゴーグル等した場合、暑さで緩むというか、そういうことも予想されてくると思うんですよ。また、その感染症も大事ですけども、これからは熱中症対策も同時にお願いしたいと思います。

次に、手洗い、エチケット等の基本的な対策の徹底について。

避難者や避難所運営スタッフは頻繁に手洗いするとともに、せきエチケット等の基本的な感染対策を徹底することとなっています。事前に準備しておく物資として、感染症対策としてのマスク、消毒液、ペーパータオル、ティッシュやハンドソープ、洗剤などが必要になります。避難所での基本的な感染予防対策ですか、お伺いします。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 基本的な感染予防対策ということなんですけれども、避難者や避難所の管理に当たる職員は、やはり小まめな手洗いをするとともに、マスクの着用などせきエチケットを行い、基本的な感染対策を徹底しなければならないというふうに思っています。また、住民への周知として、避難の際には必要な持参物として、マスク、石けん、消毒液、体温計、タオルやスリッパなど事前に用意をしていただければ、広報等を通して呼びかけていきたいと思っています。

議長（小野章一君） 阿部君。

（4番 阿部 清君登壇）

4 番（阿部 清君） これに関しては、一般で今まで手洗いやそういうことに関してはもう周知されているので、大丈夫だと思うんですけども、できれば今度避難所に関して、そこに掲示する、手洗いやエチケットの衛生に関する張り紙ですね、あとポスター等、そういうのを事前に準備していただく方がいいのかなと思いますので、お願いしたいと思います。

次に、避難所の衛生環境の確保について。

物品等は定期的に目に見える汚れがあるときに家庭用洗剤を用いて清掃するなど、避難

所の衛生環境をできる限り整えることとなっています。避難所内での良好な衛生環境を維持するための対策を伺います。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） ドアノブとか、共用スペース物品等は定期的に消毒するとか、あとは、目に見える汚れがあるときには次亜塩素酸消毒液や家庭用の洗剤を用いて清掃するなど、できるだけいい衛生環境を保てるようにしていかなければというふうに思っています。

議長（小野章一君） 阿部君。

（4番 阿部 清君登壇）

4番（阿部 清君） 避難所内でのその衛生環境を保つには、やはり避難者自らが清掃に徹して、清潔に保つことが大事なことだと思います。

また、消毒液ですね、これに関しては避難所の出入口、またトイレ、できれば食事のスペース、その周りなど複数設置するような対策を取っていただければと思います。

次に、十分な換気の実施、スペースの確保について伺います。

避難所内については十分な換気に努めるとともに、避難者が十分なスペースを確保できるよう留意することとなっています。換気に関しては、頻繁に窓を開けるなりで対応できます。しかし、十分なスペースとなりますと、避難所の受入れ態勢により安全の確保が難しくなります。どのような方法でスペースを確保するのかお伺いします。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 避難所内については、災害発生前、初期の段階では集中豪雨など荒天時のため、避難者の安全に配慮しながら小まめな換気に努めなければというふうに思っています。

また、避難者間のスペースは、これはおおむね2メートル程度の間隔を取ったほうが良いというふうに言われていますけれども、確保できるように考えていきたいというふうに思います。

また、避難所の生活が2日以上にわたるような長期になってくる場合については、換気は定期的に、1時間に2回程度の換気をやっていきたいというふうに思います。

また、間隔が確保が困難な場合には、やっぱり車での避難者については車中避難の協力をお願いしたり、それでもスペースが足りない場合は、パーテーションなどの設置を考えております。

議長（小野章一君） 阿部君。

（4番 阿部 清君登壇）

4番（阿部 清君） 避難所に大勢人が来た場合はやっぱり車中泊とか検討するということがありますが、重症化のリスクがある高齢者や基礎疾患を持つ人、また妊婦などは必ず空間を空ける必要があります。学校が避難所の場合、現在、子供の数も大分減少して、教室も空いているかと思うんですけども、空き教室の活用も検討されると思いますが、その辺の対策をお伺いします。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 避難所の場合、学校の体育館を使うことが多いんですけども、そのほかにやっぱり空き教室を使わせていただくと、これは必要になってくるのかなというふうに思

います。事前に使用する教室等の優先順位を設定しておいて、部屋数、大きさなどを事前に把握しておくことが必要だというふうに思っています。

また、スペース確保のためにはパーティションの設置等検討していかなければというふうに思っています。

議長（小野章一君） 阿部君。

（4番 阿部 清君登壇）

4番（阿部 清君） また、スペースとなると、やはり家族など世帯ごとに分ける工夫も必要になるかと思えます。私、以前の質問の中で、プライバシー保護のためにパーティションの整備をお願いしましたがけれども、先ほどからパーティション何度も出ていますけれども、今後はスペースを仕切るための資材として、なるべく早くパーティションの整備をお願いしてもらいたいと思えますので、お願いします。

次に、発熱、せき等の症状が出た者のための専用スペースの確保について。

発熱、せき等症状が出た者は専用のスペースを確保すること。その際、スペースは可能な限り個室にするとともに、専用のトイレを確保することが望ましい。同じ兆候、症状のある人々を同室にすることについては、新型コロナウイルス感染症を想定した場合は望ましくない。やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの工夫をすることが望ましい。避難所のスペースの利用方法については、事前に関係者や施設管理者と調整を図ることとなっています。

発熱やせき等の症状が出た者の専用のスペースの確保と、また感染拡大の予防策をお伺いします。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 発熱・せき等の症状が出た方については、やっぱり専用の個室を考えていかなければというふうに思っています。

また、専用のトイレの確保などを考えた場合、全ての避難所で対応というのは難しいのかなというふうに思っています。発熱、せきが出た方専用の避難所を指定させていただくということも必要になるのかなというふうに考えています。

議長（小野章一君） 阿部君。

（4番 阿部 清君登壇）

4番（阿部 清君） 確かに、専用のトイレと、数に限りがありますから、難しい面も出てきますよね。

また、発熱やせき等の症状が出て体調不良を訴えた場合は、症状を医師に連絡して、必要に応じては受診をさせるなどの対応が必要になると思います。その際の病院などへの移送方法、移送する際の役割分担や手順をあらかじめ決めておく必要もあるかと思えます。

また、移送に当たっては、防護体制ですね、検討しなければならないと思いますけれども、その辺の対応は必要になるかどうかと思うので、対策をお伺いします。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 症状等によって、やっぱり医師に診断をしていただくという場面も出てくるかと思うんですね。お医者さんと連絡・相談を行って、必要に応じて診察をしていただい



て、その後の処置については医師の判断に従いたいというふうに思います。正直なところ、こういった細かい検討はまだ町としてもできていませんので、そういった検討を早急にしてみたいというふうに思っています。

議長（小野章一君） 阿部君。

（4番 阿部 清君登壇）

4番（阿部 清君） まだ検討段階ということですが、症状によっては人命に関わる重大な事態になることも考えられます。いざというときに迷わずに迅速な対応が取れるような体制の整備をお願いしたいと思います。

時間は大分残っているんですけども、最後の質問になります。

避難者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合について。

新型コロナウイルス感染症を発症した場合の対応については、保健所と十分連携の上で、適切な対応を事前に検討することとなっています。災害発生時、避難者が新型コロナウイルス感染症に感染していることに気づかずに避難所に来ることも想定されます。そのような場合は、一般の避難所に滞在することは適当ではありません。また、避難中に症状が悪化することも予想されます。PCR検査で陽性反応者が出た場合、その避難所に関連した全ての人が濃厚接触者となり、場合によってはクラスターによる感染拡大も視野に入れた対応をしなければなりません。

そのためにも、早期の感染確認が必要になると思います。PCR検査等の検査方法も日々改善され、結果判明も従来より早くなり、地域の医師会が運営するPCRセンター、これも利根沼田に開設されました。避難所での発症確認とどのような手順で検査をするのか方法をお伺いします。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） コロナウイルス感染症者が発症した場合の対応ということなんですけれども、やはり県と十分に連携を行って、消毒方法やその範囲、その他避難者の移動先等の検討を行っていききたいというふうに思っています。軽症者の場合であっても、一般の避難所に滞在するという事は、これは適当じゃないんだというふうに思います。別の避難先や移送方法及び移送する際の役割分担、手順なども検討していききたいというふうに思っています。

また、さきにお話しさせていただきましたマニュアルにつきましては、町報とかホームページにおいて広く町民の方に周知をしていききたいというふうに思っています。

議長（小野章一君） 阿部君。

（4番 阿部 清君登壇）

4番（阿部 清君） 検査技術も日々進化し、どんどん新しい方法等もまたできてくると思います。そのときの対応によって変わってくるとは思いますので、そのときの一番いい対応を取れるような体制づくりをしてもらえればと思います。

避難所における集団感染リスクは、1995年の阪神・淡路大震災時から指摘されています。インフルエンザの流行期と重なったことで、多くの人たちが関連死を招きました。今回、こうした状況において災害が発生し、避難所を開設する場合、避難者が密に集まって過ごすような空間を回避するなど、感染症対策に万全を期すことが重要です。今回の緊

急事態で町の地域防災計画も一部修正が必要になると思います。具体的な対応策をあらかじめ検討することにより、災害発生時に避難を要する住民の安心・安全を確保するため、新型コロナウイルス感染症に対応した運営マニュアルの作成が急務になります。

また、策定と併せて、避難所運営を円滑に行うための具体的な役割分担、手順等を事前に確認していただきますようお願いしまして、私からの一般質問を終わりにします。ありがとうございました。

議長（小野章一君） これにて、4番阿部清君の質問を終わります。

ここで、暫時休憩を取りたいと思います。再開を11時10分としたいと思います。

（10時59分 休憩）

---

（11時10分 再開）

議長（小野章一君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

通告順序2      6番 窪田金嘉      1. 第2期総合戦略策定について

議長（小野章一君） 次に、6番窪田金嘉君の質問を許可いたします。

窪田君。

（6番 窪田金嘉君登壇）

6番（窪田金嘉君） 議長のお許しをいただきましたので、第2期総合戦略策定についてお伺いしたいと思います。

今年に入って新型コロナウイルス感染が日本中に蔓延し、町民の生活基盤を脅かしております。国は、5月末までに自主要請への延期を発表しましたが、町としては町民不安を解消すべく、国庫支出金と一般会計で町民の生活安定の施策を打ち出し、日々努力していることに感謝をしております。

今回の新型コロナウイルス問題で知事や市町村長の権限が明確になってきました。町の行財政運営において、新型コロナウイルス終息後は想定外の出来事に対応できる体制づくり、町独自の行財政運営を目指していただきたいと切に望んでおります。今後5年間の方向性を決定する第2期総合戦略の策定においては、ぜひとも非常事態に対応できる内容、将来的に実情に即した濃い施策内容に仕上げていただきたいと思っております。

そこで、今回の質問は、令和元年12月20日に策定されたまち・ひと・しごと創生総合戦略を基に、みなかみ町の第2期総合戦略策定についてお伺いしたいと思います。策定部会の方たちは熟知していると思いますので、内容を照らし合わせてお伺いしていきたいと思っております。

まち・ひと・しごと創生総合戦略は、本論、付論85ページ、施策パッケージ135ページに及んでおります。付論、政策の企画実行に当たっての方向性の視点が設けられ、重要業績評価指標KPIが記載され、さらに、政策パッケージには工程表まで設けられております。国は、施策の方向性、KPI、工程表を明記し、第2期総合戦略実施の本気度を

示しております。今回のまち・ひと・しごと創生総合戦略は、記載内容を自立性、主体性を持って結果を重視して策定することを地方自治体に強く要求しております。補助金目当てで策定しているとすれば、墓穴を掘ることになります。町の第2期総合戦略の策定内容がどの程度本気なのかお聞きしたいと思います。

総合戦略をお聞きする前に、質問というよりも、どちらかといえば町長にお願いに近いんですが、よろしくをお願いします。

まず、1つ目は、今回の国のまち・ひと・しごと創生総合戦略には、本論30ページ、42ページ、政策パッケージ35ページ、36ページに記載があります。地方大学・地域産業創成交付金事業の趣旨・目的は、地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の就学及び就業の促進に関する法律に基づき、地方大学の振興、東京の大学の定員抑制、若者の雇用創出の措置を講じ、地域における若者の就学・就業の促進を強く進めています。

町長はCOC+事業をご存じと思うんですが、町長の公約している新幹線通学費用支援の条件は少し拡大していただければと考えています。高崎、前橋市に通っている学生は親元から通っていますので、将来的にみなかみ町で働く学生も出てくると思います。これらの学生にみなかみ町で働く気持ちを高め、確固たるものにするために、県内に通う学生たちに通学費を支援していただければうれしい限りです。町長は、県内通学している学生への支援をどのようにお考えいただけますか。

議長（小野章一君） 町長鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 窪田議員の質問にお答えをいたします。

町では昨年度から、定住促進のための大学生等新幹線通学補助金制度を開始をいたしました。この制度は、新幹線を利用できる町の利点を生かして、都市部で仮住まいすることなく町から通学して地域で生活することにより、地域とのつながりや愛着を持ち、地域への定住を図るものでございます。

町に定住すると、定住奨励金が5年間交付される制度にもなっております。昨年度の利用者は6名でありまして、今年卒業した者は3名で、1名が町に残っていただきました。

ご質問の県内の大学、専門学校に通う学生たちへの通学費補助は、都心部に比べれば通学費用も少なく済むということも考えますと、現在のところ、今のところ創設する考えはございません。

議長（小野章一君） 窪田君。

（6番 窪田金嘉君登壇）

6番（窪田金嘉君） 何か期待したんですけれども、ないんですか。

もう1つお願い事なんですけれども、就学支援に関してのお願いです。

今回のまち・ひと・しごと創生総合戦略には人材育成が強く表現されています。今後の行財政運営には優秀な人材を育成することが不可欠です。そのためには、町内で育った子供たちに学生時代から手を差し伸べて、町の将来を担う逸材が町で働ける体制をつくるべきと考えます。まち・ひと・しごと創生総合戦略本論42ページ、若者の就学・就業にお

ける地方の定着の推進67ページ、地方公共団体等における多様な人材の確保、政策パッケージ35ページ、地方大学の振興等による地域産業の担い手づくり、36ページ、学生のU・I・Jターンが地元定着を促進するための取組の推進には、地域産業の担い手となる学生の奨学金返還支援に関する地方公共団体の取組のさらなる広がり、支援制度の活用を以下の施策を通して推進、38ページ、地方の企業を知る機会の提供、早い段階からの就職意識形成と明記されております。さらに、「ニッポン一億総活躍プラン」12ページには、奨学金制度の拡充でも平成29年度から進学者から速やかに導入することで大幅な負担軽減を図るとあります。

学生のU・I・Jターンや地元定着を促進するための取組の推進には、奨学金支援制度の設立は国の方向性と一致していると思います。既に奨学金支援制度があるのであれば、言うことはありません。もしなければ、返済事務のない支給型奨学金制度の設立を何とぞ来年には実施していただけるように施策を練っていただけることを強く要望する次第であります。

ただし、今回の新型コロナウイルスの25億円も支出がありますんで、ちょっと心苦しいんですけども、できればみなかみ町の将来を考えていただければと思っております。

よろしく願います。この辺について、奨学金制度の設立はありやなきや願います。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 町は今、奨学金貸与条例に基づいて、月額2万円を上限に奨学金をこれは貸与しております。貸与ですから、卒業後、貸与期間の2倍の期間内に返還をしていただいています。現在貸し付けを行っている者は2名おりまして、貸し付けを終了し、返還を行っている者が18名いらっしゃいます。定住促進のため返還額の一部または全部を免除する奨学金制度を実施している自治体は全国に幾つかあります。町としても、事例を調査研究して、制度化するか検討はしていきたいというふうに思っています。

議長（小野章一君） 窪田君。

（6番 窪田金嘉君登壇）

6番（窪田金嘉君） ありがとうございます。

できれば、返済のない奨学金があるとうれしいなと思うんですけども、奨学金は返済ですよ。分かりました。

次の、これから第2期総合戦略の策定についてお伺いしますが、今回の第2期総合戦略を見ますと、第1期総合戦略とあまり変わっていないように感じています。まち・ひと・しごと創生総合戦略には第1期の検証が記載されているんですね。第2期において第1期の検証をさらに深掘りして、様々な観点で要因を分析し、必要な対策の強化を図ることが必要とあります。基本目標2、地方への新しい人の流れをつくるのKPI、基本目標3、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるKPIについては、各施策の進捗の効果が現時点では十分に発現するまでに至っていない。このため、基本目標2、3に向けて対応は喫緊の課題であると明言しております。そこでお聞きします。

町長の総合戦略のこのはじめにの言葉の中に、令和元年12月20日に第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の指針に沿って、本町の5年間を走り多く名実ともに地方創生を

実現していけるように地方版総合戦略を策定すると表現しています。

そこで、基本的なことをお聞きします。地方版総合戦略策定に当たって、国はみなかみ町に何を求めているか、何をしてほしいのか、また、みなかみ町は何をしなければいけないか。第2期総合戦略は何のために策定しているのか町長にお聞きいたします。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 地方創生は、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目的として、国はこの目的に向かって取り組むためにまち・ひと・しごと創生法を制定し、5カ年の目標や施策の基本的方向等をまとめた総合戦略を策定をしております。

また、創生法では、市町村は創生法に基づいて国や県の総合戦略を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めなければならないというふうにあります。町としては、人口減少の克服と地域力の向上に向けて、国の総合戦略を踏まえて町の実情に応じて5カ年の目標や政策の基本方向、具体的な施策等を示した総合戦略を策定をしております。

議長（小野章一君） 窪田君。

（6番 窪田金嘉君登壇）

6番（窪田金嘉君） 分かりました。

そこで、第2期総合戦略の策定をちょっと読みまして、国が示している4つの基本目標と2つの横断的な目標の記載があまり明確に表現されていないように思ったんですね。表現もちょっと平面的で、国が求めている基本目標、横断的な目標を深掘りしているとは思えないんですね。策定表現も当事者感がないように感じています。第三者的な表現になっていますが、誰が当事者ですか。また、当事者感のない表現になっているのはどうしてでしょうか、お聞きします。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 第2期総合戦略を策定したのは、これはもちろん町であります。町が主体となって総合戦略を実施するというものでございます。

議長（小野章一君） 窪田君。

（6番 窪田金嘉君登壇）

6番（窪田金嘉君） それでは、お聞きします。

町の第2期総合戦略の「効果的・効率的な推進」の「現状を認識して素早く取り組む」の中で、対策に素早く取り組む基本姿勢が求められますと書いてあるんですね。誰が誰に対して基本姿勢を求めているんですか。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 町が第2期総合戦略を効果的及び効率的に推進するために、自問自答するような表現となっておりますが、庁内の関係部署に総合戦略を推進する基本姿勢の一つとして、対策に素早く取り組むことを促しております。

議長（小野章一君） 窪田君。

（6番 窪田金嘉君登壇）

6 番（窪田金嘉君） くどいようで申し訳ないです。もう一つ。

第2期総合戦略の「効果的・効率的な推進」の「選択と集中」の考え方を徹底する」の中で、誰が選択と集中の考え方を徹底するのか。総花的に行うことを避けるとは、誰に言っているのか。誰が総花的に行うことを避けるのか、お願いいたします。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 先ほどの答弁と同様なんですけれども、町が第2期総合戦略を効果的及び効率的に推進するために自問自答するような表現になっております。庁内の関係部署に総合戦略を推進する基本姿勢の一つとして、選択と集中の考え方を促しております。

議長（小野章一君） 窪田君。

（6番 窪田金嘉君登壇）

6 番（窪田金嘉君） 自問自答しているわけですね。

この策定内容を見ますと、どうも全てにわたりまして当事者感がないんですね。これで5年間の屋台骨をつくることのできるのだろうか、このような内容で地方版の総合戦略策定はちょっと問題があるんじゃないかと私は考えています。できれば、骨太の方針と言われているわけですから、もう少し骨っぽいつくりでつくっていただきたいなと思っております。

次の質問です。

第1期総合戦略からの引継ぎである4つの目標からお聞きますが、町の総合戦略には基本目標2、地域産業を振興し、魅力的で安定した雇用を創出とあります。国の基本目標1では、稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働けるようにするとあり、まち・ひと・しごと創生総合戦略25ページ人が集う、魅力を育む観点の追加に、稼げる地域をつくり、賃金ややりがいの面で魅力的な仕事の場を地方に創出する必要があるとあります。また、東京等の地域格差の改善等に向けて、地域における所得の向上を実現することが重要とも明記されております。所得の向上の実現をうたっております。国が稼げる地域をつくるのははっきりと方向性を示しているのに、なぜ地域産業を振興させ、魅力的で安定した雇用を創出したという記載なのか。単なる第1期総合戦略の流れではないのかと感じます。国は、稼ぐ地域をつくる、さらに、所得の向上実現には地方自治体がどうすべきを聞いているのです。国がみなかみ町にしてほしい施策は、稼ぐ地域をつくる、所得の向上を実現です。優先順位はこれが一番だと私は思っております。稼げる地域をつくれれば、おのずと地域産業は振興になり、雇用が生まれるのは当然です。国の意図とも少しずれているように思います。

稼ぐということがどういうことか、どうすれば稼げるか。国は稼げる地域をつくれと命令しているのです。くどいようですが、地方就労自立支援事業においても、取組をさらに推進させるために、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に合わせて、その位置づけについて検討、都道府県市町村においても、次期、今回ですね、総合戦略の見直しに積極的に対応をお願いしたいとあります。国からここまでお願いされるにもかかわらず、どうして稼ぐ地域づくりを町の総合戦略に盛り込まなかったのか、稼ぐみなかみ町を本気で取り組んでいただきたいと思いますが、どうでしょうか。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 町の総合戦略の基本目標の2で、地域産業を振興させ、魅力的で安定した雇用を創出する、これは、町の基幹産業である観光と農業の振興により経済を回していくということです。また、観光や農業といった商売を主たる販売市場とした産業の雇用が増えることは、小売業などの町内を主たる販売市場とする産業の雇用の増加につながるというふうに思っています。稼げる地域、所得の向上とか、これは町内経済の向上だというように考えます。このような表現は用いていませんが、基本目標の2は同じ意味合いだというふうに考えております。

議長（小野章一君） 窪田君。

（6番 窪田金嘉君登壇）

6番（窪田金嘉君） 国が稼げと言っているのは、具体的な施策をつくれということだと思うんですね、表現的じゃなくてですね。

じゃ、次にいきます。

先ほど、町長が人口減少の克服とおっしゃいました。ここにも記載されています。この人口減少の克服とはどういう意味か。克服の2文字には、地方創生実現のために地方自治体に託した国の切なる思いが込められているんですね、この2文字、と私は思っているんですね。それを町長がおっしゃったと思っているんです。克服ですが。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） みなかみ町は、急激な人口減少や少子高齢化が進んでおります。現在の人口を維持することは困難で、一定程度の減少は仕方ないことだと思いますが、各種の施策を講じることでできるだけ早期に人口の減少傾向に歯止めをかけ、将来的に人口構造を安定させることを目指しております。

議長（小野章一君） 窪田君。

（6番 窪田金嘉君登壇）

6番（窪田金嘉君） 歯止めをかける、これはなかなか難しいと思うんですね。私がこの克服という言葉にちょっと感じたのは、国の思いが「ニッポン一億総活躍プラン」の中にこう書いてあるんです。

日本の未来をつくるのは誰でもない、私たち自身だ。少子高齢化の克服を諦めてしまったら、私たちの子や孫の世代に輝かしい日本を引き渡すことはできない。責任放棄である。最初から設計図があるような簡単な課題ではない。しかし、必ず克服できると信じて、これまでの発想にとらわれることなく、あらゆる政策手段を尽くしていく。就職の際に既卒者が冷遇される壁、再チャレンジを阻む壁、子育てや介護との両立という壁、定年退職年齢の壁、男女の役割の壁、やりたいと思うことがあっても、さまざまな壁が立ちはだかる現実がある。こういう壁を一つ一つ取り除く、日本を成長できる国と変えていくため、「ニッポン一億総活躍プラン」で定めたロードマップを一步一步着実に前進させていくとあります。

僕は、これを読みましてちょっと感動しまして、で、克服という言葉、町長もこうかなと思ひまして、この質問を入れたんですね。

そこで、克服に向けて町の実情をちょっとお聞きしますが、現実にはみなかみ町の人口減少は50年以上止まらないと思います。そこで、毎年平均して町民がどのぐらいの人数が減少していくのか、おおよそ大体どのぐらいでしょうかね。僕は、400人ぐらい……

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 平成27年の4月から令和2年の4月までの人口減少が約2,000人なんです。平均しますと、年間400人というふうになります。

議長（小野章一君） 窪田君。

（6番 窪田金嘉君登壇）

6番（窪田金嘉君） 僕も大体そんな感じかなと思ったんですけども、この減少の中で問題にすべきは、本当はここには書いていないんですけども、毎年減少していく町民の男女比だと僕は思っているんですね。どのぐらいの比率が男女がとか、男女が何人いなくなったとかというのはとても重要で、人口ビジョンに全くこれが触れられていないんですね。ただ単に人口が減少することが記載されているだけでして、特に生産年齢人口比率の記載ですが、やっぱり男女比が重要で、例えば今後みなかみ町が背負う労働力が男性か女性かで将来が決まってきます。女性が多い町ではどうすればいいのか、男性が多くなれば政策を変えていかなければいけない。町長が2期務めると、2025年問題も待っているんですね。第2期総合戦略は2025年問題を想定して策定する必要が私は思っているんですが、せっかく第2期総合戦略は策定するわけですから、もっと時代を捉えた現実味もあるおもしろい内容にさせていただけるとうれしいなと思っております。

そこで、次の質問ですが、人口減少のスピードが加速度的に地方では死活問題になっていくわけですが、それは人口が減ることによって地域内の消費額が地域経済に大きな打撃を与えるからです。総務省の家計調査の試算によりますと、定住人口1人分の年間消費額は出ていますが、大体どのぐらいだと思いますか。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 総務省の家計調査が統計理論に基づき制定された全国約9,000世帯を対象として、家計の収入、支出、預金、負債などを毎月調査をしています。年間消費額は2019年調査の1世帯当たり1カ月の支出から算出いたしますと、1人当たり132万円となります。

議長（小野章一君） 窪田君。

（6番 窪田金嘉君登壇）

6番（窪田金嘉君） 132万円ですね、1人当たり。そうしますとちなみに、みなかみ町の人口減少によって、2018年と2019年の年間消費額減少はどのぐらいかという、計算すると分かりますよね。大体5億強ですよ、僕がしゃべっちゃうとまずいんですけども。大体そうですね。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 2018年度と2019年度の比較による町の人口減少数は、398人です。単純に2019年度年間消費額132万円を掛け合わせれば、5億2,536万円が減少額というふうになります。



議長（小野章一君） 窪田君。

（6番 窪田金嘉君登壇）

- 6番（窪田金嘉君） ぱぱっと計算して、大体5億ぐらいかなと計算していきます。5億円としますと、この町民の1人当たりの年間消費額は、地域の商店の存続に関わってきますよね。1年間で減少する町民の年間消費額は地域の商店にどのぐらい影響を与えるか。大体想像がつきます。町全体の年間の人口減少数は、地域の店舗数何件ぐらい閉鎖するのかな。1億の売上げのところだと5店舗は消えるわけですね。そう考えるとやっぱりこの消費の落ち込みは想像以上だと思います。ですから、その辺もちょっとさっきの克服というところに結びつけるんですけども、できればこういう分析をして、施策を練っていただきたい。
- もう一つ、町民の平均所得額は245万円として、町税は毎年どのぐらい減少していくか。2019年の比較でいいんですけども、大体この約400人弱が年収が245万円ぐらいで大体どのぐらい減っていくんですかね。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 窪田議員のおっしゃるとおり、単純に2018年度と2019年度の収入額を比較しますと、町税は町民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、入湯税、都市計画税の合計です。2018年度収入決算額は35億3,448万円で、2019年度の収入は、4月末現在で35億3,000万円です。比較しますと、約400万円の減額ということになります。

議長（小野章一君） 窪田君。

（6番 窪田金嘉君登壇）

- 6番（窪田金嘉君） 今後、町税は絶対に増えることはないと思うんですね。確実に減少していくと思っているんです。例えば、軽自動車税は今おっしゃった、400人ぐらいで軽自動車税は自動車税、軽トラで4,000円ぐらいですね。乗用車で7,200円ぐらい。大体間を取って5,600円ぐらい。これ掛けますと、大体230万円ぐらいですかね。これが毎年毎年なくなっていく。そういうふうにして自主財源が確実に減少していくわけですから、できれば、増えることはないの、できればゆっくりと減少させる方法を考えてみたらどうか。それが稼ぐ地域づくりにつながるんですけども、座して死を待つより、私だったら島津の退き口ではないんですけども、負け戦で敵陣突破というような考え方で生きていきたい。で、みなかみ町の町民の心意気を見せたいなというふうになんてちょっと思っております。みなかみ町を会社と考えると、行財政運営を経営と置き換えれば、時代に負けることはない戦いができるんじゃないかなと僕なりに思っております。

次の質問ですが、さっきの克服、このように人口減少と少子高齢化によりまして、町内の年間消費額は町税がどんどん減少していく、克服という言葉で僕は浪漫だと思っているのね、さっきのように。「ニッポン一億総活躍プラン」の中に入っている、あれは国の浪漫ですよ、こうあってほしい、頑張ろうというふうになっているんですけども、町長は克服ができるとは考えていないですよ。どうですか。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 私、町長にさせてもらってから、人口減少対策は最大の課題だという、そう

いう認識は持っているいろいろなやらせてもらっていますけれども、それが克服しなければならぬからいろんな施策を考えて展開させていただいています。やっぱりこういうのはなかなか簡単には行く問題じゃないんだと思います。地道な努力を町民の皆さんと一緒に頑張って取り組んでいくことが克服につながっていくんだという認識でいますので、私ももちろん頑張りますけれども、町民の皆さんにも頑張ってもらって、やはり税金が上がるようなお金をいっぱい稼いでもらうとか、稼いだお金でいい固定資産をいっぱいつくっていただくとか、そういった税収につながるような、そういったことにつながっていけば克服はできるんだというふうには思っています。

議長（小野章一君） 窪田君。

（6番 窪田金嘉君登壇）

- 6番（窪田金嘉君） 町長がこれからやろうとすることに対して私は、この第2期総合戦略を見て、地方創生の実現に向けての壁があると思うんですね。この壁を破らないと町の地方創生はやりにくいと思っているんですが、国の壁はある程度理解しているんですね。でも、町の壁があるとしたら何だと思いませんか。この実現に向けての壁。

議長（小野章一君） 町長。

- 町長（鬼頭春二君） 総合戦略の中には壁という言葉は使っていませんけれども、町が総合戦略を実行する上で、第1期の総合戦略では施策を進める個別事業を町の組織内のどこで実施するのか明確ではありませんでした。第2期では施策と関係課を明らかにしています。また、総合戦略の推進につきましては、第2期においても総合戦略課戦略推進室が既存の縦割り組織を横断的にまとめ、円滑な施策展開に向けたパイプ役、牽引役として取り組んでまいりたいというふうに思っています。

議長（小野章一君） 窪田君。

（6番 窪田金嘉君登壇）

- 6番（窪田金嘉君） 私がちょっと感じているのは、地方創生の壁は、まず優先順位の欠如があるんじゃないか、何を一番先にやるべきか。それから、事業内容の作成と現場の実践に必要な人材不足があるんじゃないか。それから、地方創生の事業を遂行する組織の欠如も、この辺も誰がどうするのかという、総合戦略課ではあるんですが、もうちょっと具体的にやっていく。それはなぜかという、地方創生の壁はまち・ひと・しごと創生総合戦略の1ページに、第1期における地方創生の現状の下から5行目ですけれども、優先順位が書いてあるんですね。もろもろ書いてあるんで。さらに、地方創生の事業を遂行する組織の欠如、45ページ、46ページにも書いてある。地方公共団体に本気で取り組んでいる姿勢を示す。副町長がCKO、チーフ関係人口オフィサーというんですけれども、率先して取り組んで、体制の構築も有用と記載されています。ですから、鬼頭町長も宮崎副町長も百戦錬磨ですから、今後の地方創生の実現に向けて期待はしているんです。できれば、前もちょっと話したことあるんですけれども、戦略部隊、実行部隊、民も含めて官民協働というけれども、ともに働くではなくて、連携とか協働となっているんですけれども、その協働のところに法人とつけてほしい。法人をつくって本気でやってほしいと僕は思っています。その辺で具体的に形をつくれればおのずと見えてくるし、我々も参加できるし、町の



な確保ができていなかったことは、今後の備蓄等に対する意識を変えていく必要性があり、行動変容を徹底していく転換期だとも考えられます。

そこで、今後、第2波を想定した上で、町としての対策についての考えと、こちら具体的内容を町長にお聞きします。

議長（小野章一君） 町長。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 茂木議員の質問にお答えをします。

新型コロナウイルス感染症につきましては、全国的に新規感染者数が減少をしてきております。5月25日には全国で緊急事態宣言が解除されましたが、新型コロナウイルス感染が終息されたわけではありません。緊急事態宣言の解除による気の緩みや専門家の方の分析では、秋から冬にかけての第2波、第3波が危惧されているところでございます。

町の備蓄については、4月の臨時議会で議決をいただいた予算を執行し、マスクが現在約2万5,000枚、これに加え、2万4,000枚を発注済みです。次亜塩素酸消毒液約960リットル、防護服100着ほどになっております。

従来の災害備蓄品につきましては、命をつなぐための食料、飲料水、避難所の配備する毛布や段ボールベット、仮設トイレなどを中心に整備をしております。

今後は、マスクなどの備蓄はもとより、体温計やパーテーションなど感染防止を目的とした備蓄品の整備を行ってまいります。

また、本庁舎、水上、新治両支所、町内各小中学校、町内こども園、学童保育に次亜塩素酸水生成器の設置を行い、消毒液に困ることのないよう活用を図ってまいります。

行動変容につきましては、今までの対策に加え、新しい生活様式の実践について町民に周知を図ってまいります。

危惧される第2波への対応として、先ほども説明したマスク等の町の備え、設備等を充実させてまいります。また、平時から町民の皆様個人の備蓄も重要と考えます。さらには、非常時、災害時の備えとして、マスクなどの衛生用品を含めた非常用持出し袋や食料品の備蓄も呼びかけ、啓発を行っていきたいと思っております。

今までの対策に加え、新しい生活様式の取組を着実に実践されることが感染症の予防対策にもなると思います。そのために必要な情報は速やかに発信し、継続的な呼びかけを実践していきたいと考えております。

議長（小野章一君） 茂木君。

（2番 茂木法志君登壇）

2番（茂木法志君） 速やかな対応と本当に細かな発注等の手続等のことをいただきまして、また、各箇所に次亜塩素酸水等の製作できる器械等を設置していただけるということで、非常に町民の方からも助かるという声も聞いておりますので、また引き続き、状況に応じた対応を取っていただければと思います。

次に、そういった消毒液、マスク、防護用品等のことも含めて、その備蓄に対する意識を変えていく必要があるとともに、国や県等でも感染症に対する新たな対策として、先ほど町長の答弁にもありましたその新しい生活様式、こちらを踏まえた上でのガイドライン

が出されています。これに従って国民の意識は全てにおける生活面等で衛生基準に対する価値観などが変化してきていると感じています。観光関係やスポーツ業界等でも独自で感染対策のガイドラインを設定する動きも出てきているかと思います。

また、新潟の佐渡市では、安心安全の島として佐渡全体の衛生安全基準を策定し、終息後の観光需要の回復を加速させるために、また、観光客にとってそれを受け入れる観光施設及び佐渡島民にとっても安心安全な観光地としての佐渡ヶ島であるために、専門家や関係者の協力を得て、佐渡クリーン認定制度を策定し、認証を開始しているところでもあります。

その他、埼玉県などにおいても同様の内容で感染拡大防止、衛生安全対策として経済活動開始を段階的に後押しする取組を行っているようです。これは観光と農業の町でもある当町みなかみ町においても、経済活動再開と安心安全はセットとして考え、同様に考え、各業種の事業者やそこで働いている方々、そして全町民の方が生活する上でも取り組んでいく必要があるのではないかと私は思います。

そこで、みなかみ町における衛生安全基準等の施設などの対策について、町長のお考えをお聞きします。

議 長（小野章一君） 町長。

町 長（鬼頭春二君） 従来から、地域保健法により保健所が衛生指導を行っております。新型コロナウイルス感染症予防を含めた基準については、県及び保健福祉事務所と連携をしております。衛生安全基準について、町独自の認定制度、町民全体に対する安全性基準というもの設けるのは、町独自の認定制度を設けるためにはやはり専門的な判断を擁するため、現状では難しいのかなというふうに考えている。しかし、観光協会の例えばラフティングの事業者の集まりとか、いろんな集まりがあると思います。そういったところで独自の安全基準をつくって、お客さんをお呼び込んでいこうということで検討されているようなので、その辺について観光商工課長より説明をさせます。

議 長（小野章一君） 観光商工課長。

（観光商工課長 高野明夫君登壇）

観光商工課長（高野明夫君） お答えいたします。

観光施設の受入れ対応としましては、群馬県観光物産国際協会と県旅館ホテル生活衛生同業組合、県温泉協会の3団体が合同で宿泊施設等で行う独自のコロナ対応ガイドラインを作成しております。町の宿泊施設等においても、このガイドラインに基づく受入れを基本としておりますが、観光協会におきましては、施設内に消毒液の完全設置や従業員の体調管理、チェックイン時での健康チェックシートへの記入、予約時の確認事項等をまとめたものを実施項目表としまして、会員の全宿泊施設に記入の依頼をして確認をしているところでございます。それを集計した結果を総合結果としましてホームページ等に記載しまして、受入れ面で安心な温泉地であるということをPRしていきたいということを考えております。

また、アウトドア連合会におきましては、各アクティビティ別のコロナ対応受入れ基準を作成しまして、例えばラフティングボートの乗車制限を設けたりですとか、室内での対応などコロナ対応の独自ルールをつくり、感染防止に努めております。町としましては、

対応の依頼を徹底しまして情報共有を図り、各方面へ発信を努めてまいりたいと思います。

議長（小野章一君） 茂木君。

（2番 茂木法志君登壇）

2番（茂木法志君） 説明ありがとうございます。

その中で1点ちょっと気になったところがあるんですが、PRしていくその各業種ごとに独自のガイドラインを様々な業種が今設定している、それを町のほうでPRしていく、情報を発信していくということなんですけれども、その発信の仕方というのは具体的にどんな方法を考えていますか。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 現在は、各事業者がそれぞれ情報発信をしているんだというふうに思っています。やはり統一した情報発信を取ったほうがいいと思いますので、町と観光協会、事業者を含めて、これから情報発信の方法について相談をしていきたいというふうに思っています。

議長（小野章一君） 茂木君。

（2番 茂木法志君登壇）

2番（茂木法志君） そうですね、事業者の方とやっぱりよく話をさせていただいて、その事業者の方の後押しをできるような形で町のほうで取り組んでいただければと思います。これは観光関係に限らず、全業種でお願いしたいと思います。

それで次に、事業者向け緊急対策について、何点かちょっとお聞きします。

4月28日の臨時議会にてみなかみ町独自の家賃補助が施策として打ち出され、テナントや土地などを借りて経営している事業者へ支援を行っていただきました。これはまさに国・県の施策にない部分を考えていただけたことに感謝しています。

そして先日、国の第2次補正予算の中でも、家賃補助の施策が出されていきました。詳しい条件等は内容などですね、家賃補助については、国の動向を見ながら、要件が外れてしまった事業者などが出た場合に、引き続き家賃補助等についても検討していく必要があるのではないかと感じます。

また、通告書を出した時点では分かりませんでした。国の施策である持続化給付金の要件が満たされず、対象外となる事業者への施策も町独自の第2弾緊急支援対策として提案をいただきました。この施策については、売上げが50%以上減少し、持続化給付金を受けている事業者で国の上限を超えている事業者も対象となるということで、売上げが大幅に減少した事業者にとって、資金確保の面で重要な施策となると感じています。国、県、町と新型コロナウイルス緊急支援対策における様々な施策が出されている中、順次変わる支援内容の発信や申請方法、申請を受ける体制づくりについても順次対応を考え、各申請に対するサポート体制についても整えていく必要があるのではないかと感じます。

第2次補正予算案の内容の中にも、中小・小規模事業者向け経営相談体制強化事業が提案されています。売上げが減少した事業者が多く発生した今回の状況の中、よろず支援拠点、商工会、商工会議所等経営支援機関に寄せられている相談も急増しているのが現状です。必要な支援を中小・小規模事業者に届け、雇用の維持と事業の継続が可能な環境を整

備するため、経営支援機関の体制を強化し、きめ細やかな相談対応を行っていくために体制強化を図るとしてしています。具体的には、支援体制を根本的に強化する取組に係る経費を国が補助していくと現時点では明記してあります。

それを踏まえてですが、町として商工会等の機関との今後の連携についてお考えをお聞きます。併せて、特別持続化給付金について、具体的な申請体制と申請開始時期などいつ頃予定されているか、そちらも併せてお聞きます。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 事業者向けの新型コロナウイルス感染症緊急支援対策については、基本的に、国の支援が不十分な部分に町としてどのような支援ができるかを検討してまいりました。茂木議員もご存じのとおり、第1弾の事業者向け支援としては、事業者にとって固定費となっております家賃等を補助する小規模事業者賃料補助金と、事業者が国の雇用調整助成金を適切に活用していただくために、社会保険労務士等に支払う手数料を助成いたします雇用継続支援助成金、また、町内店舗で利用できる商工会商品券1万円分を全町民に発行しております。

ご質問の持続化給付金の受給要件が満たされず対象外となる事業者に向けての独自支援については、5月26日の議会全員協議会でも提案をいたしました。今議会でも補正予算として提案をさせていただいております。第2弾の事業者向け支援として、みなかみ町特別持続化給付金事業を計画しております。具体的な内容については、町内の中堅、中小企業、小規模事業者、個人事業者等に対し、国の持続化給付金の給付決定を受け、給付金上限額を超えている事業者に対しては、法人にあっては40万円、個人にあっては20万円を上限として上乗せの給付を行うほか、売上げが前年同比で30%以上減少し、国の持続化給付金の受給要件に満たない事業者、2020年以降に創業した事業者に対しても、法人にあっては20万円、個人にあっては10万円を上限として給付する内容となっております。

申請期間は、事前に全戸配布や各関係団体から全員へ制度の周知を行った後に、7月から来年の3月までを予定しております。申請に伴う書類審査等については、給付金のお相談業務を行っております商工会にサポートをしていただき、受け付け後早期に給付を行い、事業者の事業継続支援に努めてまいりたいというふうに考えております。

議長（小野章一君） 茂木君。

（2番 茂木法志君登壇）

2番（茂木法志君） ありがとうございます。

ぜひその商工会等の業務もやっぱりかなり複雑になってきていますので、いろんな施策が出ている関係ですね、やっぱりその辺りも注視していただきながら対応を取っていただければと思います。

それとともに、もう1つ施策についてなんです。現状出されている施策の内容として、やっぱり多くの事業者から意見として上がっている固定資産税についてお聞きます。

固定資産税についても徴収の猶予制度の特例が設けられており、令和2年度分を1年間の徴収の猶予、そして軽減措置として、令和3年度分に関してですが、売上げの減少によ

って厳しい環境にある中小事業者に対して、減少率の条件に応じて免除、または2分の1となる対策が出されています。しかしながら、現状の経営が厳しい事業者にとって、直近の令和2年度分を考えてほしいという声も多くいただいております。経済活動を再開させたとはいえ、すぐにもとの状態に戻るといことは難しく、段階的な再開を行い、感染対策を講じ、以前と同様の営業は行えず、売上げが戻るまでに時間がかかる事業者がほとんどではないかと思えます。

そのような状況も踏まえ、固定資産税への対策について、現段階での町長のお考えをお聞きします。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 固定資産税の減免なり徴収猶予については、もう既に全協等で説明をさせていただいておりますけれども、令和2年度の固定資産税については徴収猶予を行いますと。徴収猶予ですから、来年度以降納めていただくということになるわけですね。それと、来年度の固定資産税については、中小の事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減ということで、売上額が30%以上減額している方が、30%以上50%未満が2分の1、50%以上減少している方についてはゼロということで、これは令和3年度の固定資産税に反映されるということで、これは国が施策として考えていただいております。町にとって固定資産税というのは非常に町税の中でもウエートを占める税でございます。やはりその補填がないと、町も運営そのものができなくなってきました。国が今後コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金により全額補填をするということになっております。ですので、町も自信を持って取り組むということになると思えます。

現在の状況は以上です。

議長（小野章一君） 茂木君。

（2番 茂木法志君登壇）

2番（茂木法志君） 固定資産税、大事な税金の確保のところだと思うんですね。ただ、やはりその今回家賃補助というところで、休業したというところは多分一番の趣旨ですかね、そういったところに入ってきていると思うんですけれども、その休業してテナントとかを借りている事業者にはやっぱり4月、5月分の家賃補助があったというところなんです。やっぱりこれは確かに令和3年分が減免になる可能性もあると思うんですね。だけれども、やっぱり一番はその今なんですよ、大事な。その今をどう考えていただけるかというところで、固定資産税を免除するとかということよりも、やっぱりその家賃補助と、4月、5月分と同じように何か町で独自の施策として打ち出すことができれば、その辺りの平等性を期するという意味では的確になるのではないかなと考えるんですが、いかがでしょうか。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） とりあえず、納めるのが大変な方については納税猶予の手続を取っていただいて、コロナが回復した後頑張ってください、収入が得られたときに納めていただくという、納税猶予というのはそういう仕組みになっていますので、ぜひそういった制度をう



まく活用してもらって、対応していただければというふうに思います。

議長（小野章一君） 茂木君。

（2番 茂木法志君登壇）

2番（茂木法志君） ちょっと1点疑問なんですけれども、その1年後に支払うことが、支払いが難しい事業者に対しては何か対策はありますか。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 特に決まりはありませんけれども、納めるのが大変だという方については、それを税務課に相談していただければ、相談に乗れる話だと思いますので、ぜひ税務課に相談していただきたいというふうに思います。

議長（小野章一君） 茂木君。

（2番 茂木法志君登壇）

2番（茂木法志君） ぜひその際は相談をさせていただいて、できるだけその事業者に寄り添った形で対応していただければと思います。

それでは、ちょっと最後の質問ですが、こちら、アフターコロナとか、ウィズコロナという形で全国的にも言われていますが、そのアフターコロナ後の地域戦略について、最後にお聞きします。

今回の新型コロナウイルス感染症により様々な情勢が変わり、生活環境の面を初め各職場環境の面でも、今後より一層地方への関心が高まるのではないかと感じます。テレワークやリモートワークもコロナ以前から都市部では進める動きもあったかと思えます。しかしなかなか進まなかったのが現実ではないでしょうか。これが今回の情勢により今までより確実に普及したと考えます。これは様々な価値観が大きく変わるきっかけになったのではないのでしょうか。

関係人口の創出を加速させる取組として、自治体の受入れ態勢の整備と情報発信を考え、独自の対策を行い、タイミングを逃さないことが重要だと考えます。今回の情勢をきっかけに住むところを変えたり、仕事を変えたりする人も増えるのではないのでしょうか。実際、本当に最近ですが、5月31日、こちらに行われた有料のオンライン移住フェア、そちらでは、みなかみ町ローカルベンチャーサポート事業と行政の協働として出店しました。みなかみ町に興味を持ち、移住を検討している方が4名参加してくださり、中には、今後都市部での生活に限界を感じ、地方への移住を検討しているとの話もあったようです。今まで、この移住フェアといえば、こちらのまち・ひと・しごと創生総合戦略に載っていますが、このような都市部で集まって行うことがやっぱり多かったと思います。ですが、今回やっぱり付加的に都市部でイベントができなくなり、オンラインなら今回のようなイベントも地方にしながらできるようになったと。オンラインに置き換わることで地方でも様々なことにチャレンジしやすい状況にあるのではないかと思います。

また、地域の土地管理を行っている事業者の方からも、先月から県外の方、30代から40代の夫婦世帯等々から問合せが増えているとの話も聞きました。みなかみ町に興味を持ち、アクションを起こしてくださっている方々に対して共通して言えることは、やっぱり仕事と住環境の話です。

そこで、移住・定住促進に向けたオンラインの活用を含めた様々な情報発信などの取組や空き家の利活用、整備、また新しい住環境の確保、地域の環境整備について、こちらの総合戦略の案の中にも書かれていますが、やっぱり移住・定住を整備する3つの項目があると思います。その辺りも含めて町長のお考えをお聞きます。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） アフターコロナの地域戦略ということなんですけれども、関係人口というのは観光にきた交流人口でもなく、移住した定住人口でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々を指す言葉というふうに聞いています。国が定めた第2期総合戦略においても、地方移住のきっかけになることが多いことから、関係人口の創出と拡大に取り組むとあります。また、関係人口と呼ばれる地域外の人材が地域づくりの担い手となることが期待をされております。

みなかみ町において関係人口は、創出の窓口の一つとなっているのは、テレワークセンターMINAKAMIであります。テレワークの推進を目的に整備したテレワークセンターMINAKAMIは、運営主体であります一般社団法人コトハバが法人等への部屋の貸出しや個人へのワーキングスペースの貸出しを行っております。平成29年度に町が総務省の補助金を受け実施したお試しサテライトオフィス事業では、東京都内の企業から600名を超える方々に利用いただき、その後も利用者が個人的にもテレワークセンターMINAKAMIと何らかの関係が続いております。

この関係性からみなかみ町に移住した方、起業した方もいらっしゃいます。町の第2期総合戦略においても関係人口の拡大を掲げておりまして、そのため、関係人口案内所としての機能強化に取り組みたいというふうに考えております。

移住促進のため町では、平成26年度から空き家バンク制度を開始をしております。現在までに90件の土地や建物が登録されておりまして、建物の賃貸借が11件、土地の売買が17件、建物の売買が25件と、合計で53件の取引が行われました。

今後も空き家を有効に利用するため、所有者へのアンケートを行い、空き家バンクへの登録件数を増やすように努めてまいりたいというふうに思っています。空き家の状況は町のホームページから閲覧できるようになっております。

今後は、既にみなかみ町に移住した方からの意見をいただき、生の声を伝えられるコーナーを設けるなどより見やすく改修を加える予定でございます。

移住を考えている方の相談の対応としては、電話や移住相談会による対応が一般的ですが、相談会の新たな取組として整備されましたWi-Fi環境を生かし、オンライン会議を導入していきたいというふうに考えています。

また、公営住宅においては、空き部屋を抱えております。空き部屋を計画的に用途廃止と改修を行って、定住促進のために公営住宅の有効活用を図ってまいりたいというふうに思っています。

また、平成31年度から新幹線通勤補助事業を始めております。利用実績はゼロでありましたけれども、新幹線通勤が可能である町の有利性をさらにアピールし、要件の見直し等も行いながら移住者を増やしていきたいというふうに思っています。

それから、オンラインの移住相談会の実施についてなんですけれども、新型コロナウイルス感染拡大による移住相談会の自粛などから、移住希望者と要はフェース・ツー・フェース、直接会って相談することが現在難しいような状況になっています。そこでオンラインを活用して、町の担当者と移住希望者を結び、資料の展示や移住体験談を伝え、移住希望者の疑問等を解決し、移住を促進するため、町独自の相談会を開催する予定です。開催の時期なんですけれども、6月17日から20日の間に、事前予約制によりウェブ会議システム「Zoom」を使用して実施していきたいというふうに思います。

この相談会の告知は、町のホームページ、ぐんま暮らしポータルサイト、群馬県地域おこし協力隊ポータルサイト「ツナグンマ」、一般社団法人移住・交流推進機構サイトで6月1日から行って、予約の受け付けを開始をしております。

新型コロナウイルス感染症の状況の中で移住施策を進めるため、オンラインによる活動に取り組んでいきたいというふうに考えています。

議長（小野章一君） 茂木君。

（2番 茂木法志君登壇）

2番（茂木法志君） 先ほどの町長の答弁にありましたことを全て本当に大事な取組だと思いますし、ぜひやっていただきたい取組だと思います。

その中で、1点だけこれは要望なんですけど、やっぱり移住、そのオンラインでのとかです。そういった形で取り組むときに、先日のその有料のオンライン移住フェアでもやっぱりあったのが仕事に関しての悩みというところで、それが仕事か福祉関係とかに興味があったりとか、また農業に興味があったりだとか、本当にいろんなところで興味を持っている方がいらっやると思うので、やっぱりみなかみのよさをオンラインでどれだけ伝えられるかというところが重要かと思うので、その部分で、例えばみなかみに住んでいる各関係事業者の方たちもそういったところに参加できるようにするとか、できるだけみなかみの情報をそのオンラインの対話の中で伝えてあげられるようにして、その確率を増やすというか、移住への、KPIの目標もありますけど、その目標達成値に向けて、皆で力を合わせて動いていただければと思います。これは要望して、今回の一般質問を終わらせていただきたいと思います、引き続きの対応をお願いします。ありがとうございます。

議長（小野章一君） これにて、2番茂木法志君の質問を終わります。

散 会

議長（小野章一君） 以上で、議事日程第1号に付された案件は全て終了いたしました。

明日6月3日は午前9時より一般質問を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。大変ご苦労さまでございました。

（13時32分 散会）